

別添利用料金表

・介護保険適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立（非該当）と判定された場合には、要介護 1 に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります（償還払い）。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（1 日当り）

	利用者負担額		
	1 割	2 割	3 割
要支援 1	483 円	966 円	1,449 円
要支援 2	601 円	1,202 円	1,803 円
要介護 1	646 円	1,291 円	1,937 円
要介護 2	721 円	1,441 円	2,161 円
要介護 3	799 円	1,597 円	2,395 円
要介護 4	873 円	1,746 円	2,619 円
要介護 5	947 円	1,893 円	2,840 円

	利用者負担額			加算内容
	1 割	2 割	3 割	
夜勤職員配置加算	14 円	28 円	42 円	夜間時間帯に職員を手厚く配置していることを評価した加算。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	24 円	48 円	72 円	①介護福祉士 80%以上 ②勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上 上記①～②のいずれかに該当した場合に評価した加算。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	20 円	39 円	59 円	介護福祉士 60%以上の配置した場合に評価した加算。
サービス提供体制強化加算Ⅲ	7 円	13 円	20 円	①介護福祉士 50%以上 ②常勤職員 75%以上 ③勤続 7 年以上 30%以上 上記①～③のいずれかに該当した場合に評価した加算。
送迎加算(1 回)	200 円	399 円	598 円	送迎が必要と認められ、送迎を実施した際にかかる加算。
認知症専門ケア加算Ⅰ	4 円	7 円	10 円	認知症介護実践リーダー研修修了者が介護サービスを行うことに対して評価した加算。
認知症専門ケア加算Ⅱ	5 円	9 円	13 円	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了し、認知症ケアの指導等を実施していることを評価した加算。

若年性認知症利用者受入加算	130 円	260 円	390 円	若年性認知症利用者を受け入れ、個別ニーズに応じたサービス提供を評価する加算。
療養食加算	9 円	18 円	26 円	療養食を提供することに対して評価した加算。 1 日につき 3 回を限度に算定可能。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	217 円	434 円	650 円	認知症の行動や症状が現れて、緊急で短期入所生活介護が必要と医師が認めた利用者を受け入れた際にかかる加算。7 日間のみ算定可能。
看護体制加算Ⅰ(イ) ※空床利用の場合	5 円	9 円	13 円	看護師を手厚く配置し、緊急時の連絡体制を確保していることを評価した加算。
看護体制加算Ⅱ(イ) ※空床利用の場合	9 円	18 円	26 円	看護師を手厚く配置し、緊急時の連絡体制を確保していることを評価した加算。
緊急短期入所受入加算	98 円	195 円	293 円	短期入所生活介護を緊急で行った際にかかる加算。 7 日間（やむを得ない場合は 14 日間）のみ算定可能。

	利用者負担額
介護職員処遇改善加算	1 ヶ月の利用料金の 8.3%
介護職員等特定処遇改善加算	1 ヶ月の利用料金の 2.7%

介護保険適用外サービス（その他の費用）

食費	朝食:310 円 昼食:680 円 夕食:620 円	
	利用者負担額（1 日の上限額）	
	1 段階	300 円
	2 段階	600 円
	3 段階①	1,000 円
	3 段階②	1,300 円
	上記以外	1,610 円

居住費	利用者負担額(1 日あたり)			
	個室		多床室(空床利用の場合)	
	1 段階	320 円	1 段階	0 円
	2 段階	420 円	2 段階	370 円
	3 段階①	820 円	3 段階①	370 円
	3 段階②	820 円	3 段階②	370 円
	上記以外	1,171 円	4 段階	855 円

※利用者の選択に基づいて行ったサービス（特別な食事、理美容等）はご負担いただきます。

※通常の事業実施地域を超えて行う送迎に要する交通費は、通常の送迎利用料のほか、通常の送迎実施地域を越えてから要した実費を徴収する。

○経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容について、変更を行なう 1 ヶ月前までに文章にてご連絡させていただきます。